

(5) 都税及び地方譲与税等決算額

ア 都 税

(単位 百万円・%)

区 分	令和2年度			令和元年度			増(△)減額		
	(A)	構成比	伸び率	(B)	構成比	伸び率	(A) - (B)	寄与率	
都民税	個人	991 246	18.5	3.4	958 853	17.0	3.1	32 393	△ 11.5
	法人	651 643	12.2	△ 33.0	972 580	17.3	1.9	△ 320 937	113.8
	利子割	6 897	0.1	△ 1.5	7 002	0.1	△ 27.2	△ 106	0.0
事業税	個人	54 629	1.0	1.7	53 691	1.0	1.6	938	△ 0.3
	法人	1 100 209	20.6	△ 8.9	1 207 510	21.4	10.7	△ 107 301	38.1
繰入地方消費税		644 462	12.0	21.9	528 588	9.4	△ 4.3	115 875	△ 41.1
不動産取得税		72 895	1.4	△ 11.6	82 433	1.5	△ 1.6	△ 9 538	3.4
都たばこ税		14 923	0.3	△ 7.9	16 196	0.3	△ 0.1	△ 1 273	0.5
ゴルフ場利用税		550	0.0	△ 12.8	630	0.0	△ 0.3	△ 81	0.0
自動車取得税		-	-	-	9 266	0.2	△ 48.9	-	-
軽油引取税		35 378	0.7	△ 9.9	39 251	0.7	△ 2.1	△ 3 873	1.4
自動車税	自動車税	-	-	-	102 537	1.8	-	-	-
	環境性能割	9 109	0.2	-	4 786	0.1	-	-	-
	種別割	101 663	1.9	-	906	0.0	-	-	-
鉱区税		2	0.0	-	2	0.0	-	-	-
固定資産税	固定資産税	1 293 259	24.2	1.4	1 275 017	22.6	3.4	18 243	△ 6.5
	交・納付金	10 374	0.2	1.5	10 223	0.2	5.2	151	△ 0.1
	小計	1 303 634	24.4	1.4	1 285 240	22.8	3.4	18 394	△ 6.5
特別土地保有税		-	-	-	-	-	-	-	-
狩猟税		4	0.0	△ 2.6	4	0.0	△ 0.8	△ 0	0.0
事業所税		110 421	2.1	△ 0.5	110 921	2.0	3.2	△ 500	0.2
都市計画税		252 077	4.7	1.4	248 697	4.4	3.4	3 379	△ 1.2
宿泊税		89	0.0	△ 96.7	2 708	0.0	1.5	△ 2 619	0.9
旧法による税		1	0.0	皆増	-	-	-	1	△ 0.0
計		5 349 831	100.0	△ 5.0	5 631 801	100.0	3.4	△ 281 970	100.0
法人二税		1 751 852	32.7	△ 19.6	2 180 090	38.7	6.6	△ 428 238	151.9
その他の		3 597 980	67.3	4.2	3 451 711	61.3	1.5	146 269	△ 51.9

(備考) 1 法人二税とは、法人都民税と法人事業税の合算値である。  
 2 令和元年度税制改正により、令和元年9月30日を以て自動車取得税(普通税)は廃止され、同年10月1日から自動車税環境性能割が新たに創設された。  
 3 自動車税は、令和元年9月30日を以て自動車税種別割へ改称されたことにより、集計期間が異なるため、増減額及び伸び率の算定を省略する。  
 4 自動車取得税(普通税)は、令和2年度から「旧法による税」として収納することとされた。

イ 地方譲与税等

(単位 百万円・%)

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増(△)減額 (A) - (B)	伸び率	
地方譲与税	地方道路譲与税	0	0	0	△ 98.6
	石油ガス譲与税	140	200	△ 60	△ 30.1
	特別とん譲与税	324	403	△ 79	△ 19.6
	航空機燃料譲与税	31	136	△ 105	△ 77.4
	地方法人特別譲与税	-	268 240	△ 268 240	皆減
	地方揮発油譲与税	1 793	1 842	△ 49	△ 2.7
	森林環境譲与税	216	144	72	50.0
	自動車重量譲与税	650	536	114	21.3
	特別法人事業譲与税	44 147	-	44 147	皆増
小計	47 301	271 502	△ 224 201	△ 82.6	
助成交付金	34	34	0	0.8	
税外収入	3 497	4 617	△ 1 121	△ 24.3	

(備考) 1 助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金」(米軍や自衛隊が使用している国有提供施設の所在する市町村に対する助成金)等である。  
 2 税外収入の内訳は、「Ⅲ 税収入 4 税外収入決算額」参照。  
 3 令和2年2月期譲与を以て地方法人特別譲与税は廃止され、令和2年5月期譲与より特別法人事業譲与税の譲与が開始された。  
 4 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が使途制限を廃止して改称したものである。  
 5 森林環境譲与税及び都道府県に対する自動車重量譲与税は、令和元年度税制改正により創設された。